

婚姻届 記入の注意点

【全体】

- ・ 署名と押印以外の部分はコピー又はパソコン等により入力・印刷したもので構いません。
- ・ 届出はすべて日本語で、読みやすい字で書いてください。鉛筆や消えやすいインキで書かないで下さい。間違えたところは修正液などを使わず、二重線を引き、その上に訂正印（印鑑または拇印）を押してください。
- ・ □にあてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
- ・ 婚姻した日を含めて3ヶ月以内に届出してください。郵送で届出るときは、郵便物が在外公館に到着した日が受理日となります。3ヶ月を過ぎて提出されるときは、「遅延理由書」を添えてください。
- ・ 郵送で提出される方へ：郵送前に記入済み届出をFAX等で送っていただけましたら、記入内容のチェックをいたします。郵送された届出に訂正箇所や不備がある場合、届出書の再提出が必要になることがあります。

【届出日】

- ・ 窓口にて提出するときはその日の日付を書きます。郵送で提出するときは、郵便に封をする日または発送する日を書いてください。

【外国人配偶者の氏名】

- ・ 外国人の氏名はカタカナ（※）で、婚姻証明書に書かれているお名前の通りお書きください。
（※中国の方など、氏名に漢字を使用しているときはご相談ください。）
- ・ 氏名にハイフンなどが含まれる場合や名前が2つ以上ある場合でも、ハイフンや中点「・」を使わずに一つの名前としてお書きください。
（例）Karl-Heinz ⇒ カールハインツ
Maximilian Frederick Constantin ⇒ マキシミリアンフレデリックコンスタンティン

【生年月日】

- ・ 外国人は西暦で、日本人は和暦（昭和〇〇年、平成△△年）で書いてください。

【住所】

- ・ ドイツ連邦共和国の次は州名（ハンブルク州/ブレーメン州/ニーダーザクセン州/シュレスヴィッヒホルシュタイン州）も書いてください。

【父母の氏名】

- ・ 日本人の父母が婚姻関係にあるときは、母の氏を書かないで名だけ書いてください。

【夫婦の氏】

- ・ 外国人との婚姻の場合：「夫婦の氏」のチェックはしないでください。氏の変更をしようと考えていらっしゃる方は、**婚姻後の氏の変更について**をご参照ください。
- ・ 日本人同士の婚姻の場合：お二人で話し合い、婚姻後夫婦が称する氏を選んでください。

【新本籍】

- ・ 外国人との婚姻の場合：現在戸籍の筆頭者になっていない方が婚姻届を出すときは、その方を筆頭とする新しい戸籍が編成されますので、希望する新本籍を記入してください。
- ・ 日本人同士の婚姻の場合：お二人で話し合い夫婦の新本籍を決めて下さい。夫又は妻が既に戸籍の筆頭者で、その方の氏を夫婦の氏に選ぶときは、新本籍は記入不要です。
- ・ 新本籍を書くときは、必ず**本籍地役場（本籍をおく区役所/市役所/町・村役場）**に連絡し、その新本籍が**本籍地として認められるものか否か、確認されるよう**お願いいたします。

【届出人署名押印欄】

- ・ 日本人が届出人となります。外国人配偶者は署名不要です。署名欄には戸籍に記載されている氏名を書いてください。印の部分には印鑑または右手の親指で拇印を押してください。朱肉がなければ黒や青のスタンプインクで構いません。

【証人】

- ・ 必要ありません。

【届出人連絡先及び電話番号】

- ・ 枠外になりますが、届出書の一番下に住所および日中連絡ができる電話番号をお書きください。